

千葉市制100周年機運醸成インターネット広告  
制作および運營業務委託  
仕 様 書

1 業務の名称

千葉市制100周年機運醸成インターネット広告制作および運營業務委託

2 適用範囲

本仕様書は、千葉市（以下、「発注者」という。）が発注する「千葉市制100周年機運醸成インターネット広告制作および運營業務委託」に関し、必要な事項を定めるものである。

3 業務の目的

本業務は、千葉市制100周年を迎えるにあたり、市内在勤在住の方々に向けて、インターネット広告を使って機運の醸成を図ることを目的とする。

4 委託期間

契約締結日～令和3年2月5日（金）

5 業務の内容

「スマートフォン版Yahoo! JAPAN ターゲティングブランドパネル（市区郡指定）」を用いて千葉市制100周年のPRのための広告の出稿および広告の運用を行うこととする。

(1) インターネット広告デザイン

ヤフー株式会社の定める規格に合わせ、静止画で市制100周年をPRする広告を制作すること。  
広告用のデザイン画は発注者より支給する。

(2) 掲出期間

令和3年1月1日～令和3年1月31日

(3) 運用

広告への各種設定および意匠審査、広告の差し替えなど、広告出稿に掛かる事務手続きを遅滞なく行うこと。

広告の配信エリアは千葉市とする。

最低保証表示回数は230万回とし、これを掲出期間内で均等割りすること。

#### (4) レポート作成

広告掲出の終了後、速やかに実績レポートを提出すること。レポートには日ごとの表示回数とクリック数等を明示すること。様式は自由だが、集計が行えるよう表に関してはエクセル形式のデータを用意すること。

#### 7 成果品

広告デザイン	1 式 (PSD 形式もしくは ai 形式および jpg 形式)
広告掲出	1 か月 (スマートフォン版 YJ ターゲティングブランドパネル (市区郡指定))
実績レポート	1 式 (様式自由、ワード及びエクセル形式等)
上記データ	1 式 (DVD に保存のこと)

#### 8 その他

(1) 詳細な施工スケジュールや方法については事前に発注者に説明してから着手すること。

なお、運用にあたっては、細心の注意を払うこととし、運用時に発生した損害については、全て受注者の責任とし、誠意をもって対応すること。

(2) 本委託にて作成した広告デザイン等の著作権 (著作権法第 27 条・第 28 条を含む) は千葉市に譲渡することとし、著作者は著作者人格権を行使しないこと。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。